

## ＜ 予防接種健康被害救済制度と医薬品副作用被害救済制度の比較 ＞

	臨時接種及びA類疾病の定期接種	B類疾病の定期接種	任意接種
制度の種類	<b>予防接種健康被害救済制度</b>		医薬品副作用被害救済制度（PMDA）
根拠法	予防接種法		独立行政法人医薬品医療機器総合機構法
救済の性質	<p>予防接種は感染症のまん延を予防するため公衆衛生の見地から行い、臨時接種及びA類疾病は国民に努力義務を課している。接種率確保のためにも十分な救済措置が必要であり、救済の考え方としては国家補償的精神に基づき社会的公正を図るもの（財源は国及び自治体）</p>		<p>製薬企業の社会的責任に基づき救済を行うことを基本とする（財源は企業拠出金）</p>
手続の流れ	<p>接種時点で居住していた市町村長に請求し、厚生労働大臣（疾病・障害認定審査会）が判定し、市町村長が支給</p>		<p>製薬企業の社会的責任に基づき救済を行うことを基本とする（財源は企業拠出金）</p>
医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分（ <b>入院相当に限定しない</b> ）	A類疾病の額に準ずる（ <b>入院相当に限定</b> ）	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分（ <b>入院相当に限定</b> ）